

令和5年度 体育会課外活動に係る後援会援助事業実施要領

1 目的

この事業は、本学の学生団体が課外活動を行うに当たり、必要な経費を援助することにより、学生の負担を軽減するとともに、課外活動の更なる発展を図ることを目的とする。

2 援助の対象等

- (1) 京都府立大学体育会加盟クラブ（以下「クラブ」という。）が実施する活動を対象とする。
- (2) 援助金は次の経費を対象とする。
 - ア クラブとして連盟等に加入又は登録する経費を対象とする。
ただし、競技会又は大会等への参加費や運営費等は対象としない。
 - イ クラブ活動の実施に係る指導員への謝金
- (3) 会計処理が適切に行われており、証拠書類が整備されているクラブに限る。

3 援助金の決定

援助の対象となる経費の2分の1の範囲内で、かつ、予算の範囲内で援助金の額（1000円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てた額とする。）を決定する。
ただし、1団体当たり18万円を限度とし、その内訳は次のとおりとする。

内 容	限 度 額
連盟等に加入又は登録する経費	13万円
指導員への謝金	5万円

4 申請の手続等

- (1) 援助金を申請するクラブは、申請書（別紙様式1）により後援会理事長が指定する日までに、申請しなければならない。
- (2) 事業完了後は、当該年度の3月末までに、事業完了報告書（別紙様式2）により報告しなければならない。